

公 告 第33号

令和2年5月15日

リゾートトラスト健康保険組合

理事長 佐々木 征磁



組合規約の変更について

リゾートトラスト健康保険組合規約の一部を以下のとおり変更しましたので、
健康保険法施行令第3条第2項により公告いたします。

規 約 変 更 書

リゾートトラスト健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1. 第18条に第3項として次の項目を加える。

第18条

3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下、「会議システム」という。）により開催することができる。

2. 第20条を次のように改める。

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

3. 第22条に第2項、第3項として次の項目を加える。

第22条

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

4. 第23条第2項を次のように改め、第3項、第4項として次の項目を加える。

第23条

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認された

うえで議案の審議に入った旨

- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

5. 第30条を(理事会の招集の手続き)とし、第5項として次の項目を加える。

第30条(理事会の招集の手続き)

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

6. 第32条に第6項、第7項として次の項目を加える。

第32条

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求ることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自由要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

7. 第37条を次のように改める。

第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年5月15日から施行する。